刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案　新旧対照表

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
附　則	附　則
（検討）	（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	第二条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（証拠の提出命令による証拠の提出の在り方等）	（証拠の提出命令による証拠の提出の在り方）
第四条　〔略〕	第四条　〔略〕
2　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。	〔新設〕